

宜野湾市公立認定こども園調理等業務委託業者 選定募集要項

1. 目的

この募集要項は、宜野湾市公立認定こども園四園(以下「こども園」という。)へ、給食(昼食・おやつ)の提供を行う事業者(以下「事業者」という。)の募集・選定に関して必要な事項を定めるものである。

事業者の募集・選考は、応募書類をもとに、プレゼンテーションを実施したうえで総合的に評価し、安全・安心でおいしい給食の提供を継続して行うことができる、最も優れた事業者を契約候補者として選定する。

業務委託の主な内容は、受託者が献立の作成、食品の発注、給食調理、こども園への配達・回収を行い、園児・職員へ給食を提供するものである。

2. 業務内容等

(1) 業務名称

宜野湾市公立認定こども園調理等業務委託

(2) 業務内容

「宜野湾市公立認定こども園調理等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 選定方法

プロポーザル方式による提案内容、提案価格の評価基準を基に、総合的に評価・審査し事業受託候補者を選定する。

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

3. 応募資格要件

応募することができる事業者は、次の要件の全てに該当すること。

- (1) 県内に本店、支店等の事業所拠点があること。現に保育所、幼稚園、こども園、学校、社会福祉施設等の集団給食等の調理業務の受託実績が3年以上あること。
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条に規定する「飲食営業の許可(仕出し)」を保健所から受けていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合も含む)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) 優先交渉権者が決定するまでの間、宜野湾市から入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- (5) 過去3年間に保育所、こども園、学校、社会福祉施設等のいずれかの施設において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業停止の処分を受けていないこと。
- (6) 損害賠償を担保できるとともに、以下の要件を満たす業務履行保証人を立

- てられること。
- ① 安定的かつ健全な財政能力を有していること。
 - ② 契約主体となる応募事業者に準じた参加資格要件に該当すること。
- (7) 国税(法人税及び消費税、地方消費税)及び地方税(県税、市町村税)を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づき再生又は再生手続きを行っていない者。
- (9) 別紙の仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 業務に従事する労働者について、最低賃金法に定める最低賃金以上の賃金を遵守していること及び、労働時間、休日、安全衛生等適正な労働環境を確保していること。
- (11) 宜野湾市暴力団排除条例(平成23年宜野湾市条例第14号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

4. 応募方法等

(1) 公募開始日

令和8年1月30日(金)

(2) 関係資料の交付

宜野湾市役所こども部保育こども園課及びホームページへの関係資料掲載

(3) 応募に係る質問の受付

本実施要項及び別添仕様書に関する質問等は、質問書【様式1号】に記入し、電子メールにより提出すること。

(件名を「【質問書】宜野湾市公立認定こども園調理等業務委託」とすること。)

- ① 質問書受付期限:令和8年2月6日(金)
- ② 提出場所:宜野湾市こども部保育こども園課入所認定係

E-mail:Fukusi17@city.ginowan.okinawa.jp

(4) 質問に対する回答

- ①回答日時:令和8年2月10日(火)

②回答方法:市ホームページにて回答する。なお、電話または口頭による照会には対応しない。

5. 参加申し込み提出書類について

(1) 提出書類

- ① 参加申請書【様式2号】
- ② 会社概要【任意様式】
- ③ 保健所が発行する飲食業営業の許可証の写し
- ④ 食品衛生監視票の写し(直近3ヶ月以内)
- ⑤ 賠償責任保険証の写し
- ⑥ 登記全部事項証明書
- ⑦ 納税証明書
(法人税、県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書)

(直近1か年分))

- ⑧ 社会保険料納入確認書※社会保険事務所にて発行
- ⑨ 企画提案書【任意様式】
- ⑩ 実績調書【様式3号】
- ⑪ 見積書【様式4号】
 - 1) 見積金額には、園児1食あたり昼食、職員1食あたり昼食、1食あたりおやつの見積単価を記入すること。
 - 2) 消費税抜きの見積金額を記入すること。
- ⑫ 添付図面等
 - 1) 図面
 - ・調理室内及び設備の配置平面図(室内・設備名を明記。サイズはA3判)
 - ・図面は折り畳みA4判縦に揃えること。
 - ・図面には食品の搬入経路、従業員の入退室経路を明記すること。
 - 2) 写真
 - ・施設内外の主な部分を撮影した写真をA4判縦の用紙に適宜、必要な枚数を貼り付けること。
- ⑬ 決算書類
 - 提出日を含む事業年度前3ヶ年度に係る事業者の「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュフロー計算書」等財務諸表
- ⑭ 履行保証人予定会社(会社概要添付)
- ⑮ 令和8年2月の予定献立表

(2)企画提案書等の作成要領

- ①(1)提出書類⑨の企画提案書は、別紙1「プレゼンテーション審査評価基準等」の評価項目に沿った内容とし、各項目に分けた構成となるよう作成すること。
- ②企画提案書は、A4縦・横書き・左長辺綴とし、両面印刷は可とする。
- ③書類の規格は、日本工業規格A4判とし、図・表などA3判を使用する場合は三つ折りして、サイズを統一すること。
- ④A4フラットファイルにファイリングし、インデックスを貼付すること。

(3)提出部数

(正本1部・副本13部(複写可)・計14部)

(4)提出期限及び提出先・方法

提出期限:令和8年2月17日(火)15時まで

提出先 :宜野湾市 こども部 保育こども園課 入所認定係

提出方法:直接持参のみ

6. 企画提案書等の審査(書類審査・プレゼンテーション審査)

(1)評価・審査方法

事業者の選定に当たっては、本市で設置する宜野湾市公立保育所及び公立認定こども園調理等業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)においてヒアリング

審査を行うこととする。なお委員会は非公開とする。

(2)書類審査

- ①提案資格者が4者以上の場合には、企画提案書等の内容を確認し、書類審査を行つたうえで、原則として3者を選定する。
- ②提案資格者が3者以下の場合は、応募資格要件の適合を確認したうえで、プレゼンテーション審査の対象とする。

(3)プレゼンテーション審査

- ①ヒアリング等実施のため、応募者によるプレゼンテーションを令和8年2月25日(水)に実施する。実施場所及び時間等詳細については応募者が決定した後通知する。
- ②審査時間は、プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度とする。ただし、パソコン等を使用する場合は、プレゼンテーションの5分前の準備時間を設ける。なお、提案資格者の数によっては、審査時間を変更することがある。
- ③プレゼンテーションにパソコン等を使用する場合は、提案資格者が準備すること。スクリーン及びプロジェクターを使用する場合については本市が準備する。なお使用を希望する際は、事前に連絡すること。
- ④プレゼンテーション審査への参加人数は3名までとする。
- ⑤プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- ⑥審査の経緯、内容に関する問い合わせには一切回答しない。
- ⑦プレゼンテーション審査は非公開とする。

(4)プレゼンテーション審査評価基準等

プレゼンテーション審査における審査項目及び評価基準等は、別紙1「プレゼンテーション審査評価基準等」とおりとする。

(5)審査結果及び特定通知

- ① 審査結果については、すべての参加事業者宛てに書面で通知する。
- ② 審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(6)契約協議

- ①本プロポーザルは、本業務委託契約の優先交渉権者を特定するためのものであり、契約締結を保証するものではない。
- ②契約に係る仕様書について、企画提案仕様書及び優先交渉権者からの提案内容を基に作成し、見積書を徴したうえで、予算の範囲内において契約を締結する。この場合の契約締結額は、提出された参考見積書の額と同額とならない場合がある。
- ③優先交渉権者が辞退、その他の理由で契約ができない場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。
- ④優先交渉権者が市と本業務の契約を締結しようとする際は、宜野湾市財務規則(昭和57年3月31日規則第8号)第117条第1項に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。但し、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

9. 公募スケジュール(予定)

(1)公募開始日

令和8年1月30日(金)

(2)質問締切日	令和8年2月6日(金)
(3)質問回答日	令和8年2月10日(火)
(4)企画提案書等提出期限	令和8年2月17日(火)15時まで
(5)プレゼンテーション審査	令和8年2月25日(水)
(6)選考結果通知	令和8年3月上旬

10. その他

- (1)提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への応募を無効とする。
- (2)本件の応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3)提出された関係書類等に疑義がある場合は、事務局より応募者へ質問することがある。
- (4)本プロポーザルに係る提出書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出された企画提案書等は返却しない。
- (5)本件の参加において、企業連合といった2者以上の業者で構成される事業体での参加は受け付けない。
- (6)受託者は委託業務の全部又は一部を第三者へ再委託することはできない。